

王寺町こども計画

概要版

令和 7 年 3 月

奈良県王寺町

計画策定の背景と趣旨

「第2期王寺町子ども・子育て支援事業計画」が令和6年度末で終了するため、新たにこどもや若者及び子育て当事者にアンケート調査を実施し、こども基本法に基づく「こども大綱」等を勘案して、「王寺町こども計画」(以下、「本計画」という。)を策定しました。

本計画は、こども・若者や子育て世帯への支援を総合的に推進するための計画で、策定にあたっては、こどもや若者、子育て当事者、また学識経験者や保護者等で構成する「子ども・子育て会議」の意見を反映しています。

計画の法的根拠と位置づけ

本計画は、こども基本法第10条に基づく「市町村こども計画」であり、子ども・子育て支援法に基づく市町村計画、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく市町村計画、子ども・若者育成支援推進法に基づく市町村計画として一体的に策定するものです。なお、本計画の推進にあたっては、上位計画である「王寺町総合計画」のほか、関連する既存計画との連携を十分に考慮し、新たな課題や環境の変化にも対応できるよう柔軟に計画を進めるものとします。

持続可能な開発目標(SDGs)の視点を踏まえた計画の推進

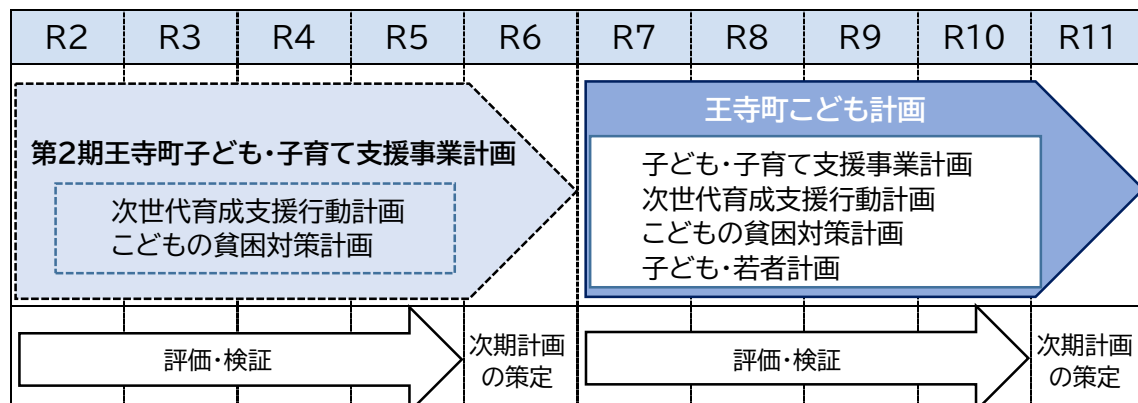
SDGs は、こども・若者と子育て世帯に関連する目標であることから、本計画においても SDGs を意識した取組を進めます。

計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5か年とします。

なお、一体的に策定する「子ども・子育て支援事業計画」及び「王寺町次世代育成支援行動計画」、「王寺町こどもの貧困対策計画」、「王寺町子ども・若者計画」も同期間の設定とし、必要に応じて見直し等を行うものとします。

(年度)



計画の対象

本計画の対象は、こどもの誕生前からおおむね30歳までの、こどもや若者及び子育て当事者としてします。

計画の策定体制

本計画は、町内の中学生以下のこどもをもつ保護者と、こども・若者を対象としたニーズ調査等の結果を踏まえ、「王寺町子ども・子育て会議」の審議を経て策定しました。

基本理念

本計画は、こども・若者と子育て世帯を対象とした計画であるため、こども・若者については、幸せに、希望を持ち、健やかに成長することができるよう、子育て世帯については、子育てに喜びを感じ、安心して子育てができるよう、『子育ては王寺で』と思っていただけるように、まちづくりを進めます。

**すべてのこども・若者が健やかに育ち、
安心して子育てができるまち**

基本的な視点

(1)今を生きるこども・若者の視点

すべてのこども・若者が幸せな状態で育つ支援

育つ環境や一人ひとりの特性にかかわらず、すべてのこども・若者が尊厳を持ち、幸せな状態で育つことができるよう取り組みます。

(2)こどもを育てる親や家庭の視点

親や家庭へのライフステージを通じた切れ目のない子育て支援

親や家庭が感じている心理的・経済的な負担感を緩和し、安心して日々を送ることができるよう、切れ目のない子育て支援に取り組みます。

(3)こども・若者を支える地域の視点

未来を担うこども・若者を地域全体で育む支援

不安や悩みを抱えたり、困難な状況になったりしても、周囲のおとなや地域にサポートされ、問題を解決したり、乗り越えることができるよう取り組みます。

事業量の見込みと確保の方策

特定教育・保育事業

①就学前児童の認定区分

認定区分	認定の内容
1号	満3歳以上の小学校就学前のこどもであって、2号認定こども以外のもの
2号	満3歳以上の小学校就学前のこどもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの
3号	満3歳未満の小学校就学前のこどもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの

②特定教育事業の量の見込みと確保の方策

4月1日時点		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	1号	175人	162人	151人	149人	153人
	2号	17人	16人	15人	15人	15人
	合計	192人	178人	166人	164人	168人
不足量		0人	0人	0人	0人	0人
【確保の方策】 現在、町立幼稚園2園(王寺北幼稚園、王寺南幼稚園)等で実施しています。幼稚園の園児数は減少傾向にあるため、今後も現状の2園において対応します。						

③特定保育事業の量の見込みと確保の方策

4月1日時点			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	2号	3-5歳	313人	297人	282人	285人	296人
	3号	0歳	73人	75人	77人	79人	81人
		1歳	72人	94人	96人	98人	100人
		2歳	102人	89人	112人	114人	116人
	合計(0-5歳)		560人	555人	567人	576人	593人
不足量			0人	0人	0人	0人	0人
【確保の方策】 現在、町内の私立保育所1園2施設、認定こども園1園及び小規模保育所1園で実施しています。 令和6年度より、保育士の不足によって待機児童を発生させないため、新たな保育士の処遇改善を実施し、令和7年4月には民間による認定こども園の開園を予定しています。							

地域子ども・子育て支援事業

事業名		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
1.時間外保育事業【延長保育】(0～5歳)						
見込み量		157 人	158 人	164 人	169 人	176 人
不足量		0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
2.放課後児童健全育成事業【放課後児童クラブ】(小学 1 年生～小学6年生)						
見込み量		574 人	552 人	518 人	486 人	458 人
不足量		0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
3.子育て短期支援事業【ショートステイ】(0～5歳)						
見込み量		10 人日	10 人日	10 人日	10 人日	10 人日
不足量		0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
4.地域子育て支援拠点事業(0～2 歳)						
見込み量		10,836 人回	10,836 人回	12,040 人回	12,040 人回	12,040 人回
不足量		0 人回	0 人回	0 人回	0 人回	0 人回
5-1.一時預かり事業【町立幼稚園における在園児を対象とした預かり保育事業】(3～5歳)						
見込み量	1 号	3,232 人	2,856 人	2,884 人	2,912 人	2,940 人
	2 号	2,020 人	1,632 人	1,648 人	1,664 人	1,684 人
	合計	5,252 人	4,488 人	4,532 人	4,576 人	4,624 人
不足量		0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
5-2.一時預かり事業【保育所等の一時預かり事業】(0～5歳)						
見込み量		2,592 人日	2,519 人日	2,519 人日	2,519 人日	2,555 人日
不足量		0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
6.病児保育事業(0～5 歳)						
見込み量		476 人日	462 人日	462 人日	459 人日	464 人日
不足量		0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
7.子育て援助活動支援事業【ファミリー・サポート・センター事業】(0 歳～11 歳)						
見込み量		41 人日	40 人日	39 人日	39 人日	38 人日
不足量		0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
8.利用者支援事業						
見込み量		1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
不足量		0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所
9.妊婦健康診査事業						
見込み量		316 人	316 人	316 人	316 人	316 人
不足量		0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

事業名	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
10.乳児家庭全戸訪問事業(0 歳)					
見込み量	194 人	194 人	194 人	194 人	194 人
不足量	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
11.養育支援訪問事業					
見込み量	12 人	12 人	12 人	12 人	12 人
不足量	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
12.子育て世帯訪問支援事業					
見込み量	237 人日	237 人日	237 人日	237 人日	237 人日
不足量	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
13.児童育成支援拠点事業					
見込み量	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人
不足量	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
14.親子関係形成支援事業					
見込み量	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人
不足量	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
15.妊婦等包括相談支援事業					
見込み量	597 人	597 人	597 人	597 人	597 人
不足量	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
16.乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度) ※令和8年度から実施					
見込み量	※ ー	11 人日	11 人日	10 人日	10 人日
不足量	※ ー	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
17.産後ケア事業					
見込み量	113 人	113 人	113 人	113 人	113 人
不足量	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

基本施策の推進（主な施策の方向性）

基本目標 1 すべてのこどもの健やかな成長を支える教育・保育等の体制整備

（1）教育・保育の提供体制の確保

幼稚園、保育所、認定こども園等の施設類型を問わず、安全・安心な環境の中で、幼児教育・保育の質の向上を図ることを通じて、障がいのあるこどもや医療的ケア児など特別な配慮を必要とするこどもを含め一人ひとりのこどもの健やかな成長を支えます。また、保育人材の確保・定着に向け、積極的に取り組みます。

関連する事業：町立幼稚園の預かり保育、王寺町保育士等の処遇改善事業、民間による認定こども園の開園 等

（2）幼児教育・保育の質の向上

すべてのこどもが、質の高い学びへ接続できるよう、幼稚園・保育所・認定こども園・義務教育学校の関係者が連携し、こどもの発達にとって重要な遊びを通じた質の高い幼児教育・保育を実施しながら、幼児教育・保育と義務教育の円滑な接続を図ります。

関連する事業：幼児教育推進事業、図書に親しむ事業、町立幼稚園での自然保育事業 等

（3）義務教育学校での質の高い教育の推進

児童生徒一人ひとりの状況に応じた個別最適な学びの実現や地域と関わる学習の充実等によって、より広域的・探究的な学習に取り組みます。引き続き、『教育のまち王寺』の基盤となる2校の義務教育学校における充実した学びを提供します。

関連する事業：学校いきいきプラン事業、義務教育学校外国語活動事業、学校・地域パートナーシップ事業 等

（4）多様な保育の整備・拡充

保育所等に通っていないこどもが利用できる、こども誰でも通園制度を円滑に実施できるように取り組みます。また、こどもが病気の際に利用できる病児保育施設の委託先を増やし、保護者の利便性の向上に努めます。

関連する事業：病児保育事業、乳児等通園支援事業（R8～）、放課後児童クラブ（学童保育）、一時預かり事業 等

（5）経済的支援の推進

町独自に実施している在園第2子目に係る保育料の無償化については、令和7年度より保育の受け皿が確保できることから、在園要件を撤廃し、完全無償化とします。引き続き、保護者の経済的な負担の軽減については、今後の財政状況を見極めながら推進します。

関連する事業：第2子目以降の保育料の全額減免、実費徴収に係る補足給付事業、就学援助 等

基本目標 2 妊娠期からの切れ目のない支援と保健・医療提供体制の充実

(1) 情報提供・相談支援体制の推進

こども家庭センターが中核となり、地域の関係機関と連携し、妊娠期から出産・子育て期まで切れ目のない支援を行います。また、子育て世代等のニーズに即した適時適切な情報発信の更なる充実を図るとともに、安心して子育てできる環境づくりのため、地域やサークル活動を通じた交流の機会を設け、互いに支え合える相談支援体制の充実を図ります。

関連する事業：赤ちゃん誕生おめでとう訪問事業、子育て教室、こども家庭センターによる相談支援、子育て講演会 等

(2) 経済的負担の軽減

若い世代がライフプランとして妊娠・出産・子育てを考えることができるよう、子育て当事者の日々の生活を安定させる観点から、様々な支援を組み合わせることで経済的支援の効果を高めるとともに、必要な世帯へ利用を促します。

関連する事業：こども医療費助成、不妊治療費用助成、多胎妊婦健康診査費用助成、新生児聴覚検査費用助成 等

(3) こども・子育て支援事業の充実

子育てに関する心理的負担感の軽減につながる支援や産後ケア事業の提供体制の確保など、安心して妊娠・出産、子育てができる環境づくりに取り組み、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を充実させるとともに、子育て家庭の相互交流を促進します。

関連する事業：産前産後ヘルパー事業、産後ケア事業、子育て広場(地域子育て支援拠点事業) 等

(4) 保健・医療提供体制の確保

こどもの成長や発達に関して、子育て当事者である親や身近な養育者が正しい知識を持ち、理解を深めるための普及啓発を促進します。また、こどもが休日・夜間を含め、いつでも安心して医療サービスが受けられる小児救急医療体制への協力や、妊娠中から分娩・産後までのケアをワンストップで一体的に提供できるよう引き続き奈良県に要望します。

関連する事業：乳幼児予防接種(定期接種)、乳幼児健康診査、病児保育事業、すくすく相談、離乳食教室 等

(5) 配慮が必要なこどもへの支援

障がいや発達の特性を早期に発見・把握し、適切な支援・サービスにつなげていくために、保健、福祉、保育、教育など関係者が早期に連携を図り、障がいのあるこどもやその家庭への支援の充実に取り組みます。

関連する事業：障がい児支援サービス事業、発達相談、こぐまちゃんクラス(療育教室)、新生児聴覚検査費用助成 等

基本目標 3 すべての子ども・若者の権利を守る安全・安心な環境づくり

(1) 安全で安心できるまちづくりの推進

子どもを交通事故から守るための取組として、ボランティア団体を中心とした、家庭・地域での交通ルール・マナーの習得、子どもの見守り活動や防犯パトロール活動等を推進します。また、子ども・若者が安心して過ごすことができる居場所づくりや子育て家庭を含めて安心して外出できる環境づくりのために公共施設等のバリアフリー化やユニバーサルデザイン化に取り組みます。

関連する事業：あいさつ+1(プラスわん)運動、青色防犯パトロール、見守り端末による登下校の見守り 等

(2) 健やかに育つ権利の確保及びまちづくりに参画する意識の醸成

子ども基本法の趣旨や内容について理解を深めるための情報提供や啓発を行うとともに、子どもの権利条約の趣旨や内容についても普及啓発に取り組むことにより、子ども・若者自らが権利の主体であることを広く周知します。また、子ども・若者の意見の政策への反映を進めます。

関連する事業：子ども議会/子ども一日町長/町長の出前授業、CCC 活動、クリーンキャンペーン 等

(3) 相談支援体制の充実

家庭や学校などで抱えてしまった悩みや不安について、子ども・若者本人やその家族からの相談に応じるとともに、必要な支援につながるよう、相談窓口やカウンセリング機関等の周知に取り組み、子どもの成長や発達を心の面からサポートします。

関連する事業：教育カウンセリング事業、発達相談、自殺対策計画の推進 等

(4) 子ども・若者の居場所づくり

子どもの居場所を新たにつくっていくことに加え、すでに多くの子ども・若者が集っている地域にある多様な居場所や、社会教育施設などについても、地域みんなで子どもを育てていく場となり、子ども・若者にとってよりよい居場所となるよう取り組みます。

関連する事業：公民館生涯学習事業、子ども食堂、サロン活動、寺子屋塾(雪丸サポートスクール) 等

基本目標 4 地域と社会による子ども・子育て世帯への支援

(1) 子育てを支えるネットワークづくり

子育て世帯を支えるボランティアやサークル、地域等と、町が連携を図り、ネットワークを構築して、地域全体で子育て世帯を支える環境づくりを推進します。また、子育てに関する研修会等の開催により、地域や子育て家庭の教育力や育児力の向上を目指します。

関連する事業：ふれあいネット、子育てサポート事業、家庭教育学級、ボランティア支援事業 等

(2) 男性の家事・子育てへの参画促進

フレックスタイムやテレワークの活用を促進し、夫婦が互いに協力して家事や育児を分担できる環境づくりを推進するとともに、性別に関わらず、希望に応じた育児休業の取得が当たり前になる社会の実現に向けて、官民一体となって取り組みます。

関連する事業：父子健康手帳の交付、パパママクラス、父親向けイベントの開催

(3) 子育てと仕事の両立支援の推進

男性の家事、育児への主体的な参画の促進を図ることにより、家事・育児の負担が女性に偏る状況を改善し、男女ともに子育てと仕事を両立できる環境づくりに取り組みます。また、仕事と生活の調和についての意識啓発を推進します。

関連する事業：町立幼稚園の預かり保育、王寺町女性活躍支援センター、テレワーク施設「O-terrace」 等

基本目標 5 困難な状況にあるこども・子育て世帯への支援

(1) 相談支援体制の強化

生活に悩みや不安を抱えるこども・子育て世帯が相談できる環境整備として、こども家庭センターを中心に相談支援体制を充実させるとともに、専門機関との連携を強化することで、こども・子育て世帯が抱える課題の解決に取り組めます。

関連する事業：教育カウンセリング事業、スクールソーシャルワーカー活用事業、こども家庭センターによる相談支援 等

(2) こどもに届く生活・学習支援

生活保護受給世帯等のこどもや子育て当事者へ直接届く支援として、学習支援や生活支援、情報提供(利用勧奨)など、支援が必要な人に必要な支援を届けます。また、必要な情報や支援が届くよう、LINE、Instagramの町公式アカウントや SNS を活用した情報発信を行います。

関連する事業：寺子屋塾(雪丸サポートスクール)、こども食堂、子育て短期支援事業 等

(3) 生活に困っている家庭への経済的支援

日々の生活を安定させ、将来に希望をもって生活していくためには、経済的な基盤が大切な要素の一つであることから、親の年収に関わらず、すべてのこども・子育て世帯が安定した生活基盤のもとで、生活することができる環境づくりに取り組めます。

関連する事業：児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費助成、生活福祉資金貸付制度、母子父子寡婦福祉資金 等

(4) ヤングケアラーへの支援

家族の世話などにかかる負担を軽減または解消するため、世帯全体を支援する視点をもった対策を推進します。また、家庭に対する福祉、介護、教育等の関係者が情報共有・連携して、早期発見・把握し、こどもの意向に寄り添いながら、必要な支援につなげます。

関連する事業：スクールソーシャルワーカー活用事業、子育て世帯訪問支援事業 等

(5) 児童虐待防止対策の充実

悩みを抱える保護者等を早期に発見し、相談支援につなげ、児童虐待の予防や早期発見にも資するよう、地域の幼稚園、保育所、学校等や要保護児童対策地域協議会などの地域ネットワークと一体となって継続的に支え、児童虐待予防の取組を強化します。

関連する事業：要保護児童対策地域協議会、養育支援訪問事業、乳幼児健康診査 等

基本目標 6 若者が将来に希望を持てるまちづくり

(1) 新婚家庭への経済的支援

若者の多様な価値観を尊重し、結婚・子育てへのイメージアップに取り組みます。また、結婚や子育てといったライフステージに応じた移住・定住に関するニーズに対応するとともに、結婚に伴う新生活のスタートアップへの支援を推進します。

関連する事業：三世代ファミリー定住支援、移住支援金

(2) 就労支援の推進

若者が仕事やプライベートともに安心して暮らすことができる環境づくりに取り組むため、就職セミナーや起業、就業にかかる講座の開催やデジタルスキル習得支援など、国や県と連携しながら多様な働き方を支援します。

関連する事業：「まっち☆ジョブ王寺～ハローワーク～」との連携、王寺町女性活躍支援センター 等

(3) こどもや子育て家庭との交流の促進

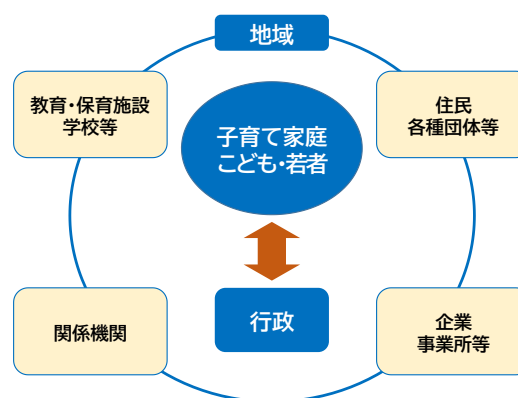
若い世代が、自らの主体的な選択により、結婚し、こどもを産み、育てたいと望んだ場合に社会全体で若い世代を支えるため、地域の中で世代を超えた交流ができるようなイベントやサロン活動を開催し、こどもや若者が明るい未来を描くことができるよう取り組みます。

関連する事業：サロン活動、王寺ミルキーウェイ

計画の推進体制

本計画を推進するにあたっては、行政のみならず、教育・保育施設や学校、住民や地域の各種団体、関係機関、企業や事業所等、社会の様々な構成メンバーが、それぞれの使命と役割のもとに連携を図りながら取り組むことが必要であり、各施策や事業についての情報提供や情報共有に努め、広く地域や社会の理解と協力を得ることにより、計画を推進します。

本計画に基づく施策を推進するため、「王寺町子ども・子育て会議」において、「PDCAサイクル(計画・実行・評価・改善)」の考え方に基づき、事業の実施状況を点検・評価を行い、その結果に基づいて見直し、対策を実施します。



王寺町子ども計画

概要版

発行：令和 7 年 3 月

奈良県王寺町 健康子育て支援部 子育て支援課 奈良県北葛城郡王寺町王寺2丁目1番23号
電話 0745-73-2001(代) FAX 0745-32-6447